審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成１４年環境省令第２９号
許認可等の種類	形質変更時要届出区域における土地の形質の変更に係る確認申請	根拠条項	第５０条第１項

審査基準

○土壌汚染対策法施行規則（第５０条第１項）

法第１２条第１項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 略

二 略

三 土地の形質の変更であって、その施行方法が第４０条第２項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

○土壌汚染対策法施行規則（第４３条）

法第９条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 略

二 略

三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が第４０条第２項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

四 略

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）	１４日	目次NO	
						標準経由期間	日		

審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成１４年環境省令第２９号
許認可等の種類	形質変更時要届出区域における土地の形質の変更に係る確認申請	根拠条項	第５０条第１項

審査基準

○土壌汚染対策法施行規則（第４５条第３項）

当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第４３条第三号の確認をするものとする。

一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。

二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第４０条第２項第一号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三 当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が法第７条第１項の期限に照らして適当であると認められること。

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）　１４日 標準経由期間　　日	目次NO	

審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成１４年環境省令第２９号
許認可等の種類	形質変更時要届出区域における土地の形質の変更に係る確認申請	根拠条項	第５０条第１項

審査基準

○土壌汚染対策法（第１２条）

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の１４日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

イ　土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

ロ　人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

三～四　略

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）　１４日 標準経由期間　　日	目次 ＮＯ	